

景観形成基準に対する措置状況説明書 景観特性基準（建築物等） 様式一覧

目 次

1	坂道基準.....	1
2	歴史・文化的建造物等基準.....	2
3	ア) まちのまとまり基準（低層住宅地基準）.....	3
	イ) まちのまとまり基準（寺町基準）.....	4
	ウ) まちのまとまり基準（下町風情あるまち基準）.....	5
4	幹線道路等基準.....	6
5	拠点基準.....	7
6	緑のまとまり基準.....	8

※景観特性基準は、計画地の場所により、適用される基準が異なります。
計画地に適用される基準のページをご使用ください。

景観形成基準に対する措置状況説明書

1 坂道基準（建築物等）

◆景観形成基準（坂道基準）に対する措置状況

形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 建築物の形態・意匠は、坂道の勾配になじむよう配慮する。 【記載欄】
	2 坂道沿いに寺社等の歴史・文化の趣が感じられる資源がある場合は、周辺の敷地では、形態・意匠・色彩はそれらとの調和も図るよう工夫する。 【記載欄】
	3 坂道の突き当たりや曲がり角など、アイストップとなる場所では、意匠の工夫など、坂道からの見え方に配慮する。 【記載欄】
公開空地 ・ 外構等	1 擁壁や塀を設置する場合は、形態・意匠は坂道の勾配になじむよう配慮する。また、コンクリート面に化粧目地を施すなど、圧迫感の軽減を図るとともに、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材等を使用したりするなど、魅力ある坂道景観の形成に配慮し、素材や意匠等を工夫する。 【記載欄】
	2 潤いある坂道景観の形成に配慮し、坂道に接する部分は緑化を図る。 【記載欄】

景観形成基準に対する措置状況説明書

2 歴史・文化的建造物等基準（建築物等）

◆景観形成基準（歴史・文化的建造物等基準）に対する措置状況

配置	1 歴史・文化的建造物等の前景となる敷地では、周辺の道路、公園、河川など主要な眺望点から歴史・文化的建造物等への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。 【記載欄】
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 外壁や塀の意匠・素材・色彩などは、歴史・文化的建造物等の外壁や屋根、門、塀などに使用されている素材や色彩と調和するものを用いるなど、歴史・文化的建造物等との調和を図る。 【記載欄】
	2 周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方*にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。 【記載欄】
	3 周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方*にも配慮し、建築物に付随する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。 【記載欄】
公開空地 ・ 外構等	1 歴史・文化的建造物等の緑との連続性に配慮し、敷地外周部は緑化を図る。 【記載欄】

* 歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方については、歴史・文化的建造物等の存する敷地が、一般向けに開放されている庭園や散策路などの外部空間を有し、かつ、基準の対象となる建築物等が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。

景観形成基準に対する措置状況説明書

3 ア) まちのまとまり基準（低層住宅地基準） （建築物等）

◆景観形成基準（まちのまとまり基準 低層住宅地基準）に対する措置状況

形態 ・ 意匠 ・ 色彩	<p>1 意匠・素材・色彩などは、周辺の建築物と一体感を図るよう工夫し、落ち着いた景観との調和を図る。 【記載欄】</p>
公開空地 ・ 外構等	<p>1 外構計画は、周辺の敷地や道路など周辺の景観との調和を図るとともに、石材等の自然素材を用いるなど、魅力ある景観形成に配慮する。 【記載欄】</p> <p>2 緑豊かな住宅地景観に配慮し、道路に面する部分においては緑化を図る。樹種の選定に当たっては、できる限り四季の移り変わりが感じられる緑や、彩り豊かな花木を植えるなど、魅力ある景観形成に配慮する。 【記載欄】</p>

景観形成基準に対する措置状況説明書

3 イ) まちのまとまり基準（寺町基準） （建築物等）

◆景観形成基準（まちのまとまり基準 寺町基準）に対する措置状況

配置	<p>1 寺社の前景となる敷地では、周辺の道路、公園など主要な眺望点から寺社への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。 【記載欄】</p>
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	<p>1 外壁や塀の意匠・素材などは、寺社の外壁や屋根、門、塀などに使用されている素材と調和するものを用いるなど、寺社の集積により培われた落ち着いた色のある景観との調和を図る。 【記載欄】</p> <p>2 外壁及び屋根の色彩は、寺町に調和するよう、彩度を抑えた落ち着いた色彩を用いるなど、周辺の景観との一体感に配慮する。 【記載欄】</p> <p>3 周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに、寺社からの見え方*にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。 【記載欄】</p> <p>4 周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに、寺社からの見え方*にも配慮し、建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。 【記載欄】</p>
公開空地 ・ 外構等	<p>1 寺社の緑との連続性に配慮し、敷地外周部は緑化を図る。 【記載欄】</p>

* 寺社からの見え方については、寺社が一般向けに開放されている外部空間を有し、かつ、基準の対象となる建築物等が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。

景観形成基準に対する措置状況説明書

3 ウ) まちのまとまり基準（下町風情あるまち基準） （建築物等）

◆景観形成基準（まちのまとまり基準 下町風情あるまち基準）に対する措置状況

形態 ・ 意匠 ・ 色彩	<p>1] 周辺と調和した素材や色彩を用いるなど、意匠等を工夫することにより、路地や木の風合いを残した住宅、格子、軒先の植栽などにより形成される特徴的な下町風情ある景観との調和を図る。 特に歩行者の目線が集中しやすい建築物の低層部では、格子や木質系等の木の素材感を意識した建材を用いるなど、周辺のまち並みの連続性や一体感に配慮し、意匠等を工夫する。 【記載欄】</p>
	<p>2] 長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより圧迫感の軽減を図り、比較的小規模な建築物が建ち並ぶまち並みの連続性に配慮した形態・意匠・色彩とするよう工夫する。 【記載欄】</p>
公開空地 ・ 外構等	<p>1] 下町風情ある景観に配慮し、道路に面する部分は緑化を図る。樹種の選定に当たっては、周辺で施されている緑との一体感を図るよう配慮する。 【記載欄】</p>

景観形成基準に対する措置状況説明書

4 幹線道路等基準（建築物等）

◆景観形成基準（幹線道路等基準）に対する措置状況

配置	<p>1 幹線道路等に対して建築物の顔を向けるなど、幹線道路等に面する周辺の建築物との連続性を図る。 【記載欄】</p>
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	<p>1 統一感のある沿道景観の形成に配慮し、形態・意匠などは、できる限り開口部を多くするなど、幹線道路等からの見え方に配慮し、幹線道路等に面する周辺の建築物との連続性を図るよう工夫する。 【記載欄】</p>
	<p>2 幹線道路等からの見え方だけでなく、幹線道路等の後背地など周辺からの見え方や、建築物の側面の見え方に配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。 【記載欄】</p>
	<p>3 幹線道路等からの見え方だけでなく、幹線道路等の後背地など周辺からの見え方や、建築物の側面の見え方に配慮し、建築物の側面や裏側に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。 【記載欄】</p>
	<p>4 主要な交差点に面する建築物は、魅力的なまちかど景観を形成するよう、交差点からの見え方に配慮し、形態・意匠などを工夫する。 【記載欄】</p>
	<p>5 道路の突き当たりや曲がり角など、アイストップとなる場所では、形態・意匠の工夫など、魅力ある景観形成に配慮する。 【記載欄】</p>
公開空地 ・ 外構等	<p>1 幹線道路等に面して緑を設けるなど、快適で潤いのある街路景観を創出する。 【記載欄】</p>

景観形成基準に対する措置状況説明書

5 拠点基準（建築物等）

◆景観形成基準（拠点基準）に対する措置状況

配置	1 オープンスペースや辻広場を設けるなど、賑わいの連続性に配慮するよう配置を工夫する。 【記載欄】
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 それぞれの拠点の地域特性を踏まえ、形態・意匠を工夫し、魅力ある景観形成に配慮する。 【記載欄】
	2 拠点内の主要な眺望点（道路、公園など）からの見え方だけでなく、後背地等の周辺からの見え方にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。 【記載欄】

景観形成基準に対する措置状況説明書

6 緑のまとまり基準（建築物等）

◆景観形成基準（緑のまとまり基準）に対する措置状況

形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 外壁や塀の意匠・素材・色彩などは、緑のまとまりとの調和を図る。 【記載欄】
	2 周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに、緑のまとまりからの見え方*にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。 【記載欄】
	3 周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに、緑のまとまりからの見え方*にも配慮し、建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。 【記載欄】
公開空地 ・ 外構等	1 緑のまとまりとの敷地境界や接道部に植栽を設けるなど、緑のまとまりと一体となった空間づくりを図る。 【記載欄】

*緑のまとまりからの見え方については、緑のまとまりが、一般向けに開放されているの外部空間を有し、かつ、基準の対象となる建築物等が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。